

## 災害に係る不動産取得税の減免制度に関するQ & A

**Q. 1 不動産取得税が減免となるのはどのような場合ですか。  
また、どれぐらいの減免になりますか。**

**A. 1 減免となる要件及び減免額は以下の表のとおりです。**

減免の対象になる要件	減 免 額
不動産に2分の1を超える被害を受け、被害を受けた日から3年以内に代替りの不動産（代替不動産）を取得した場合 <small>※被害不動産と代替不動産の名義人は原則同一人</small>	被害を受けた不動産（被害不動産）の被害部分に相当する税額を減免します。
当該不動産に2分の1を超える被害を受け、当該不動産の不動産取得税の納期限以前の場合	被害部分に相当する税額を減免します。

**Q. 2 申請手続きに必要な書類は何ですか。**

**A. 2 申請される場合には、下記の書類をご用意ください。やむを得ず用意できないものがある場合には、各広域本部にご相談ください。**

提出書類	提出の要否												
災害減免申請書（不動産取得税）※押印が必要です （各広域本部の窓口にて備え付けてあります）	○												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">添 付 書 類</td> <td>罹災証明書</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td></td> <td>被害不動産の被災当時の価格が確認できる書類 （市町村の発行する固定資産価格証明書、固定資産税の納税通知書等）</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td></td> <td>保険金等の補てん金額のわかる書類</td> <td style="text-align: center;">△</td> </tr> <tr> <td></td> <td>その他広域本部から求められる書類</td> <td style="text-align: center;">△</td> </tr> </table>	添 付 書 類	罹災証明書	○		被害不動産の被災当時の価格が確認できる書類 （市町村の発行する固定資産価格証明書、固定資産税の納税通知書等）	○		保険金等の補てん金額のわかる書類	△		その他広域本部から求められる書類	△	
添 付 書 類	罹災証明書	○											
	被害不動産の被災当時の価格が確認できる書類 （市町村の発行する固定資産価格証明書、固定資産税の納税通知書等）	○											
	保険金等の補てん金額のわかる書類	△											
	その他広域本部から求められる書類	△											

○ 必ず提出するもの（用意できない場合は、各広域本部までご相談ください）

△ 必要に応じて提出するもの（保険金の受領がない場合は必要ありません）

**Q. 3 代替不動産とはどのような不動産ですか。**

**A. 3 被害を受けた不動産と原則として同一の用途に供される不動産です。**

Q. 4 父親名義の不動産が被害を受け、代わりの不動産を息子名義で取得しましたが、減免の対象になりますか。

A. 4 被害を受けた人（被害を受けた不動産の所有者）が代替不動産を取得した場合に減免の対象となるため、被災不動産と代替不動産で名義が異なる場合は減免の対象となりません。

ただし、代替不動産取得までに被災不動産の所有者だった方が亡くなった場合で、相続人の方が代替不動産を取得した場合は、減免の対象となる場合があります。

Q. 5 住んでいた賃貸住宅が被害を受け、代替不動産を取得しましたが、減免制度の対象となりますか。

A. 5 納税義務者の方が所有していた不動産が被害を受けた場合に減免の対象となるため、賃貸住宅にお住いだった場合は減免の対象となりません。

Q. 6 「保険金」が出ましたが、減免の対象になりますか。また、保険金以外の生活再建支援金、災害義援金、災害弔慰金などをもらった場合は減免の対象になりますか。

A. 6 保険金等により補てんされる金額がある場合には、被害部分に相当する税額を算定する際に、その金額を差し引くため、被害の程度や補てんされる保険金等の額によっては、減免の対象とならない場合があります。

また、差し引かれる保険金等かどうかの具体例は次のとおりです。

**被害部分に相当する税額を算定する際に、差し引くもの**

損害保険契約または火災保険契約に基づき被災者が支払を受ける保険金、共済金、見舞金

**被害部分に相当する税額を算定する際に、差し引かないもの**

生活再建支援金や災害義援金、災害弔慰金等

Q. 7 申請期限はいつまでですか。

A. 7 災害減免申請書は、被害を受けた日又は賦課処分を知った日から2ヶ月以内に提出していただく必要があります。

なお、申請が納期限を過ぎる場合には、いったん納期限までに納付していただくようお願いいたします。減免決定後、還付いたします。

Q. 8 減免申請をしようと思っていますが、納期限を過ぎてしまいそうです。納付せずにいてもよいのですか。

A. 8 申請が納期限を過ぎる場合には、各広域本部へご相談ください。

**Q. 9 減免申請をしましたが、その後はどうなるのですか。**

A. 9 申請を受付した広域本部で内容を審査し、後日「不動産取得税減免通知書」が郵送されます。減免決定前に一旦納付された方には、「不動産取得税減免通知書」発効後から概ね1ヶ月後、減免になった不動産取得税を金融機関振込又は送金通知書により還付いたします。また、還付日にあわせて還付通知書が郵送されます。

なお、審査および還付手続きに通常以上の時間を要する場合があります。申請された方々には大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をいただけますようお願いいたします。

**Q. 10 還付金を金融機関の口座への振り込みにより受け取りたい場合は、どのような手続きが必要ですか。**

Q. 10 申請書の余白に振込先の口座を記入いただければ、記入された口座に振り込みますので、納税義務者の方の名義の口座を記入していただくようお願いします。

記入例)〇〇銀行△△支店 普通預金 口座番号×××× 口座名義人(フリガナ)

**減免に関するお問い合わせ先**

お住まいの地域	相談先	電話番号	所在地
熊本市、宇土市、宇城市 下益城郡、上益城郡	県央広域本部税務部課税第二課	(096) 333-3200	〒862-8571 熊本市中央区水前寺 6丁目18-1
荒尾市、玉名市、山鹿市 菊池市、阿蘇市、合志市 玉名郡、菊池郡、阿蘇郡	県北広域本部総務部課税課	(0968) 25-4327	〒861-1331 菊池市隈府 1272-10
八代市、人吉市、水俣市 八代郡、葦北郡、球磨郡	県南広域本部総務部課税課	(0965) 33-3124	〒866-8555 八代市西片町 1660
天草市、上天草市、天草郡	天草広域本部総務部税務課	(0969) 22-4239	〒863-0013 天草市今釜新町 3530